

ささゆり

発行

第23号

令和5年6月1日

公益財団法人 恵那市文化振興会

〒509-7205

恵那市長島町中野414番地1

TEL 26-3524 FAX 25-5151

令和5年度

恵那文化劇場

恵那文化センター、明智かえでホールで多彩な事業を計画しますので、是非ご来場ください。

0歳から
入場OK!!

ファミリークラシックコンサート「音楽の絵本」～ダンディズム～

8月13日(日)

開場 13:00

開演 13:30

恵那文化センター 大ホール

全席指定 1,500円 【チケット発売日】6月11日(日) 午前10:00～

恵那文化センター、各プレイガイド 3歳未満膝上無料

金管五重奏のズーラシアンブラスとピアノの弦うさぎ、そしてサクソスはサキソフォックス…動物たちが織りなす不思議なクラシックコンサート「音楽の絵本」の世界へようこそ!



宝塚OG
による

ミュージック・エンターテインメント「OTO」TERRACE (オトテラス)

9月3日(日)

開場 13:00

開演 13:30

恵那文化センター 大ホール

全席指定 3,500円 【チケット発売日】7月8日(土) 午前10:00～

恵那文化センター、各プレイガイド

出演者: 初風緑、大鳥れい

芽吹幸奈、鳳真由、咲希あかね



オトテラス…音楽の「音」にスポットを照らすという思いを込めた宝塚OGと恵那観光大使の初風緑さんによるお客様に楽しんでいただける空間を創るコンサートです。

春風亭昇太 落語会

令和6年2月10日(土) 明智かえでホール

新作落語、古典落語問わず活躍中の実力派真打の高座です。演劇や音楽ライブなどジャンルを超えて活躍中。また「お城めぐり」に関わるイベント出演も多く、昨年恵那市で開催された「山城サミット」にも来訪されました。



主催

公益財団法人

恵那市文化振興会

TEL 0573-26-3524

文化の窓

ツイッター

インスタグラム

フェイスブック



公益財団法人恵那市文化振興会 部会の活動の報告

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底しながらほぼ従来の活動を開催することができました。

市民の方々と会員が一体となり事業が行われている恵那市文化祭の運営のほか各部会独自で次のような活動を行ってきました。

【芸能部】46 サークル

福祉施設等の訪問による芸能の披露、各地での文化祭等への参加、各サークルの発表会

【伝統文化部】22 サークル

地域ごとの伝承活動や公演活動、恵那市伝統芸能大会の運営と出演

【美術工芸部】26 サークル

会員作品展、祝賀恵成式色紙展の開催

【教養部】11 サークル

各地での文化祭への参加、恵那市伝統芸能大会への呈茶、花道展での協力

【文芸部】10 サークル

短歌・俳句合同誌「櫻」の発行、各地域の広報紙での作品掲載
恵那市文化祭 俳句大会、短歌大会

【生活文化部】4 サークル

サークル単位での作品展示や発表、交流活動
恵那市文化祭 将棋大会、山野草展

【郷土史研究部】1 サークル

郷土の偉人や地域の歴史、文化遺産の研究、継承
佐藤一斎「言志四録」購読会

※サークル数は令和4年度の団体数です。



芸能部／ステージ発表



伝統文化部／伝統芸能大会



美術工芸部／祝賀恵成式色紙展



教養部／花道展



教養部／呈茶



生活文化部／山野草展



郷土史研究部／佐藤一斎

岐阜県伝統文化継承者表彰受賞

永年功績者

東野歌舞伎保存会（会長 渡邊義郎 様）（活動歴32年）

永年功労者

中山太鼓保存会

大島二三一 様（16歳から活動）・大島正昭 様（16歳から活動）
松井 悟 様（16歳から活動）



左から 大島正昭 様、松井悟 様、渡邊義郎 様

永年にわたり地域の伝統文化活動の担い手、伝承者としての活躍、伝統文化の振興に貢献し、後継者育成の尽力に対する功績で受賞されました。

令和5年度

第66回

恵那市文化祭

【問合せ・応募先】〒509-7205 恵那市長島町中野414-1

(公財)恵那市文化振興会 ☎0573-26-3524

俳句大会

☆日 時／9月30日(土) 午後1時30分開会

☆会 場／恵那文化センター集会室

作品応募規定

部 門／一般の部・学生の部(小学生・中学生・高校生)

作 品／一般 制限なし 学生 1句

自作未発表作品 提出後の変更は認めません

所定の応募用紙(文化センター、市内外コミュニティセンター等に設置)

応募期間／7月1日(土)～8月1日(火)まで(当日消印有効)

応募料／一般：3句まで1,500円(4句以上は1句毎に500円加算) ※学生の部は無料



短歌大会

☆日 時／10月8日(日) 午後1時開会

☆会 場／恵那文化センター集会室

作品応募規定

部 門／一般の部・ジュニアの部(小学生・中学生・高校生)

作 品／1人2首まで(ジュニアの部は1首)

自作未発表作品 提出後の変更は認めません

所定の応募用紙(文化センター、市内外コミュニティセンター等に設置)

応募期間／7月1日(土)～8月10日(木)まで(当日消印有効)

応募料／1首 1,000円・2首 2,000円

※ジュニアの部は無料



中村いてう後援会入会のご案内

恵那市山岡町出身の歌舞伎俳優、恵那観光大使の中村いてうさんを共に
応援していただける方のご入会をお待ちしております。

年会費(1口) 個人会員 **1,000円**／法人会員 **5,000円**

詳しくは中村いてう後援会事務局にお尋ねください。

☎0573-26-3524

※恵那市ホームページからもご覧いただけます。

中村いてう後援会▶



補助金を使って活動しませんか！

市民主体の舞台発表を支援します。

(恵那市民協働型文化芸術ふれあい事業)

公益財団法人恵那市文化振興会では、平成23年度より恵那市民協働型ふれあい事業を実施しています。

当事業は、複数の市民で構成する団体が、自ら手づくりによる文化芸術等の成果発表を通して文化振興に寄与する活動に対し、市民等活動団体と文化振興会が一体となり協働により事業を実施するものです。

市民三学運動の精神による豊かな心の育成と学び続ける風土を育み、地域固有の優れた文化芸術に接する機会を創出し、市民の文化意識の高揚と協働意識の醸成を図ることと合わせて恵那文化会館及び明智かえでホールの利用促進を狙いとしています。

当事業は希望団体から認定申請を受け、審査により実施が決定され、ステージ発表までの取組みに対し、規定の範囲内で経費の一部を助成します。

●募集事業

地域社会の文化芸術の向上に寄与し、文化振興会（公共の団体）と市民等活動団体が対等のパートナーとして協力し合って文化振興に寄与する事業で、先進性、独創性、発展性、または波及性をもったもの。

●募集団体等

応募団体は組織の構成員がおおむね15名以上で、原則20歳以上の者で構成され、その過半数以上が市内に居住し、在勤している者で構成する団体であること。

また、次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 主たる活動の場及び組織母体が市内にあること。
- (2) 公益財団法人恵那市文化振興会の会員であること（要加入）。
- (3) 政治、宗教又は営利を目的とした団体でないこと。
- (4) 対象年度において、恵那市及び恵那市の公的団体から同一目的の補助金等を受けていないこと。
- (5) 事業認定を受けようとする事業の内容が、青少年育成上問題があるもの、または公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 事業認定を受けようとする事業の内容が、特定の政治及び宗教又は営利を目的としたものでないこと。

●募集要件

応募の要件は、次のとおりとする。

邦楽、能楽、日本舞踊、歌劇、新劇、創作劇など様々なジャンルに係る市民参加型、体験型及び鑑賞型の文化芸術に関する成果発表を目的に、協働の精神を育成できる機運があり、市民が主体的に参画する活動組織であって、且つ適正な補助金の取り扱いが可能な団体であること。

実施期間は、令和6年3月31日までの単年度事業とする。

●使用会場及び集客

当該事業のために使用する会場は、恵那文化会館又は明智かえでホールとする。

一般入場者の確保は、最大施設収容人員の70%以上を目標とし周知を行うものとする。

●補助金の額

令和5年度において補助金の額は、予算の範囲内で補助対象事業費の3分の1以内の額。

恵那市伝統文化育成事業 補助金を受付ます。

公益財団法人恵那市文化振興会では、歌舞伎、文楽、獅子舞、雅楽、和太鼓など市内の貴重な伝統保存文化を保存伝承する活動や、伝統保存文化に関わる各団体を取りまとめ運営する活動に対して活動の支援と必要な経費の一部を補助する事業を実施しております。

令和5年度において次の補助対象となる活動を行う団体等を募集しますので、申請を希望される場合は補助要領により申請書を提出してください。

●補助対象となる活動

- (1) 地域の伝統保存文化を伝承保存する活動。
- (2) 地域の伝統保存文化を市内の行事等において実演又は披露する活動。
- (3) その他、地域の伝統保存文化に寄与する活動。

●補助対象となる団体等

- (1) 恵那市文化振興会の会員であること。
- (2) 活動の場所及び組織母体が市内にあり、恵那市文化振興会が主催する事業に参加できる団体であること。
- (3) 対象年度において、恵那市及び恵那市の公的団体から同一目的の補助金等を受けていないこと。
- (4) 補助認定を受けようとする活動の内容が、青少年育成上問題があるもの、又は公序良俗に反するものでないこと。
- (5) 補助認定を受けようとする活動の内容が、特定の政治及び宗教又は営利を目的としたものでないこと。

●補助金の額

令和5年度において補助金の額は、予算の範囲内で原則一事業につき50万円を限度として、額は選考委員会にて決定します。

●補助対象事業の決定

補助対象事業の決定申請を受付けた活動や団体等については、選考委員会において審査を行い、補助対象事業を決定します。

- 申請書類 申請書類は当振興会にあります。
- その他 補助対象経費及び補助対象外経費の区分や申請方法、審査等詳細について規定があります。ご相談、お問合せ下さい。
- 本年度の申請期限 令和5年8月1日(火) 必着
- 提出先 (公財) 恵那市文化振興会
- 問合せ先 (公財) 恵那市文化振興会 TEL：0573-26-3524 担当 加藤